

建設関連業務の総合評価落札方式に関する 運用の手引き（試行）

令和2年7月1日以降入札公告の業務に適用

令和2年7月

青森県 県土整備部

＜ 技術力評価 ＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	過去10年間における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が5件以上	2.0	/ 2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件以上	1.0	
		上記以外	0.0	
	過去4年間における県発注業務の成績評定の平均点	80点以上	2.0	/ 2.0
		78点以上80点未満	1.0	
		78点未満	0.0	
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0	/ 1.0
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5	
		上記以外	0.0	
	本店の所在地	同一管内に本店がある	1.0	/ 1.0
		青森県内に本店がある	0.5	
		上記以外	0.0	
	企業の地域精通度	過去5年間における地域内（※1）での業務実績有り	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0	/ 1.0	
	担当技術者への配置	0.5		
	上記以外	0.0		
災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	1.0	/ 1.0	
	市町村と災害協定を締結している	0.5		
	上記以外	0.0		
社会貢献活動実績の有無	地域内（※1）での社会貢献活動の実績あり	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
技術者評価	★ 技術者の保有資格	技術士（※2）	2.0	/ 2.0
		RCCM（※2）	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の過去5年間における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上	2.0	/ 2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件以上	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の過去4年間における県発注業務の成績評定	80点以上の業務成績の実績がある	2.0	/ 2.0
		78点以上の業務成績の実績がある	1.0	
		上記以外	0.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	技術者の手持ち業務量（件数）	0～2件	2.0	/ 2.0
		3～4件	1.0	
		5件以上	0.0	
継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
技術者の地域精通度	過去5年間における地域内（※1）での同種業務の実績有り	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
			総計	/ 22.0

※1 地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

※2 評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。

★ 橋梁定期点検は、運用の手引き4-2-2-1(2)を適用する。

4-2-2 技術者評価

技術者評価については、配置予定の管理技術者を評価する。ただし、担当技術者を配置する場合は、主たる担当技術者を記載することができる。この場合、管理技術者及び主たる担当技術者をそれぞれ評価し、その平均得点により評価する。

また、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記載することができる。この場合、審査については、候補者のうち資格等の評価が最も低い者を対象とする。

なお、複数の配置予定技術者を記載する場合は、様式2を技術者ごとに作成すること。

※1「管理技術者」とは、「建設関連業務委託契約書」第10条及び「建築設計業務委託契約書」第15条の規定による。

※2「主たる担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4-2-2-1 技術者の保有する資格

評価項目	評価基準	配点
技術者の保有資格 (上段:土木設計業務 下段:建築設計業務)	技術士(総合技術監理部門(該当選択科目)又は技術士(該当技術部門) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士	2.0点
	RCCM(該当技術部門) 一級建築士又は建築設備士	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

1) 管理技術者及び主たる担当技術者の保有する資格を評価する。
評価の対象となる資格は、実施公告に示される資格要件とする。

2) 橋梁定期点検は、下記に読み替えて適用する。

評価項目	評価基準	配点
技術者の保有資格	技術士(総合技術監理部門(該当選択科目)又は技術士(該当技術部門) 又はRCCM(該当技術部門)かつ橋梁AM点検士(道路部門)	2.0点
	RCCM(該当技術部門)又は橋梁AM点検士(道路部門)	1.0点
	上記以外	0.0点

※橋梁AM点検士(道路部門)とは国土交通省登録技術者資格であり、(公財)青森県建設技術センターが実施している「橋梁点検技術研修会」もしくは「橋梁点検技術更新研修会」の修了者を含む。

【技術提案書記入の留意点】(様式2)

1) 配置予定技術者の役職・氏名、保有する資格を記載する。

【添付資料】

1) 配置予定技術者に係る資格者証(技術士登録証、RCCM登録証、建築士登録証、橋梁AM点検士(道路部門)登録証(橋梁点検技術研修会修了証又は橋梁点検技術更新研修会修了証を含む))等の写し。